

大 写

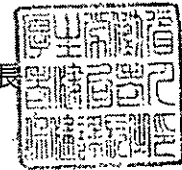
老高発0930第1号
老老発0930第1号
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



老人保健課長



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部が平成22年9月30日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十二年三月八日老企第四十号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>3 短期入所療養介護</p> <p>(6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について</p> <p>イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。</p> <p> c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p> d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)）</p>	<p>第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>3 短期入所療養介護</p> <p>(6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について</p> <p>イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。</p> <p> c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p> d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)）を満たすものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。</p>

イ(3)(i)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

6 介護保健施設サービス

(5) 介護保健施設サービス費を算定するための基準について

① 介護保健施設サービス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービスが、ユニットに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービスが、ユニットに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)（指定居室サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限るものとし、同(i)を満たすものを除く。）（「ユニット型準個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

7 介護療養施設サービス

(9) 所定単位数を算定するための施設基準について

療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからへまで）

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニット型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、
(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

6 介護保健施設サービス

(5) 介護保健施設サービス費を算定するための基準について

① 介護保健施設サービス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービスが、ユニットに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービスが、ユニットに属する居室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i)（指定居室サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）（「ユニット型準個室」という。）の入居者に対して行われるものであること。

7 介護療養施設サービス

(9) 所定単位数を算定するための施設基準について

療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからへまで）

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニット型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 一三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号チ及びリ）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニット型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、

(a) ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号チ及びリ）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニット型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 一三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(a) ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a) ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

改正後	現行
<p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設</p> <p>3 設備に関する要件（基準省令第四十条）</p> <p>(4) 居室（第一号イ）</p> <p>⑤ 居室の床面積</p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ ユニット型個室</p> <p>床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p>	<p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設</p> <p>3 設備に関する要件（基準省令第四十条）</p> <p>(4) 居室（第一号イ）</p> <p>⑤ 居室の床面積</p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ ユニット型個室</p> <p>床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすること。</p> <p>ここで「標準とする」とは、<u>一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前期の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。</u></p> <p>なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、<u>一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</u></p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</p> <p>ロ ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p>

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているといえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているといえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準としていることについては、二・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、二・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成十二年三月十七日老企第四十四号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第五 ユニット型介護老人保健施設</p> <p>3 設備の基準（基準省令第四十一条）</p> <p>(2) 設備の基準</p> <p>④ 療養室（第一号イ）</p> <p>ニ 療養室の面積等</p> <p>ユニット型介護老人保健施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニット型個室</p> <p>一の療養室の床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>とする<u>こと</u>。</p> <p>b ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養</p>	<p>第五 ユニット型介護老人保健施設</p> <p>3 設備の基準（基準省令第四十一条）</p> <p>(2) 設備の基準</p> <p>④ 療養室（第一号イ）</p> <p>ニ 療養室の面積等</p> <p>ユニット型介護老人保健施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニット型個室</p> <p>一の療養室の床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p><u>ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で一三・二平方メートル未満であっても差し支えないとする趣旨である。</u></p> <p><u>なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</u></p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</p> <p>b ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（療養</p>

室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準）とするものであれば足りるものとする（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第五条）。

ここで「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上）とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一〇・六五平方メートル未満（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル未満）であっても差し支えないとする趣旨である。

室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に、療養室がaの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に、療養室がbの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

改正後	現行
<p>第五 ユニット型介護療養型医療施設</p> <p>3 設備の基準 (基準省令第第三十九条、第四十条及び第四十一条)</p> <p>(4) 病室の基準 (第一号イ)</p> <p>⑤ 病室の面積等</p> <p>ユニット型指定介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居患者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ ユニット型個室</p> <p>一の病室の床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (病室内に洗面所が設けられているときは、その面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p>また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>ロ ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。</p>	<p>第五 ユニット型指定介護療養型医療施設</p> <p>3 設備の基準 (基準省令第第三十九条、第四十条及び第四十一条)</p> <p>(4) 病室 (第一号イ)</p> <p>⑤ 病室の面積等</p> <p>ユニット型指定介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入院患者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ ユニット型個室</p> <p>一の病室の床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u> (病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p><u>ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設 (建築中のものを含む。) が同日において現に有しているユニット (同日以降に改築されたものを除く。) にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないとする趣旨である。</u></p> <p><u>なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設 (建築中のものを含む。) が同日において現に有しているユニット (同日以降に改築されたものを除く。) にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</u></p> <p>また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</p> <p>ロ ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。</p>

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは、二一・三平方メートル以上を標準）とするものであれば足りるものとする（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第七条）。

ここで、「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上）とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一〇・六五平方メートル未満（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル未満）であっても差し支えないとする趣旨である。

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする。

入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の

なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について。(平成十八年三月三十一日老計発〇三三一〇〇四・老振発〇三三一〇〇四・老老発〇三三一〇一七) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後	新旧
<p>第三 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件(基準第百六十条) ④ 居室(第一号イ) ニ 居室の床面積等 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 (イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>とすること。 (ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p>	<p>第三 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件(基準第百六十条) ④ 居室(第一号イ) ニ 居室の床面積等 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 (イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とすること。 (ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p>

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室とは認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室とは認められないものである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

〔省 令〕

- 会社計算規則の一部を改正する省令 (法務三三)
- 株式会社日本政策投資銀行の会計に
関する省令の一部を改正する省令
(財務五〇)
- 株式会社日本政策金融公庫の会計に
関する省令の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済
産業二)
- 指定介護老人福祉施設の利用、設備
及び運営に関する基準等の一部を改
正する省令 (厚生労働一〇八)
- 国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管
理規則の一部を改正する省令
(環境二〇)

〔規 則〕

〔告 示〕

- 公正取引委員会事務総局組織規程の
一部を改正する規則 (公正取引委三)
- 共同募金会が募集する寄附金を寄附
金額控除額の控除の対象となる寄
附金として承認する件 (総務三五五)
- 消防用設備等の点検の基準及び消防
用設備等点検結果報告書に添付する
点検票の様式を定める件の一部を改
正する告示 (消防庁一六)
- 公証人法第七條ノ二第一項の規定に
よる指定の件 (法務四九五)
- 不動産登記規則等の一部を改正する
省令附則第三條第一項の規定に基づ
き事務を指定する件 (同四九六)
- 日本国に帰化を許可する件
(同四九七)
- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館
等周辺地域の静穏の保持に関する法
律に基づく告示 (外務四二三)
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げ
る物品の平成二十二年年度の初日から
平成二十二年八月三十一日までの輸
入数量を告示する件 (財務三二五)
- 平成二十二年年度の初日から平成二十
二年八月三十一日までの生鮮等牛肉
及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示す
る件 (同三一六)
- 平成二十二年年度の初日から平成二十
二年八月三十一日までの豚肉等並び
に生きている豚及び豚肉等の各輸入
数量を告示する件 (同三一七)
- 関税暫定措置法別表第一の六第三項
に係る物品についての平成二十二年
度における輸入数量に基づく特別緊
急関税の発動日を告示する件
(同三一八)
- 各都道府県共同募金会が平成二十二
年十月一日から同年十二月三十一日
までの間に募集する寄附金を寄附金
控除の対象となる寄附金又は法人の
各事業年度の所得の金額の計算上損
金の額に算入する寄附金として承認
する件 (同三一九)
- 関税暫定措置法第八條の四第一項の
規定に基づき、特定特恵鉱工業産品
等について、輸入額等が限度額等を
超えることとなった特定特恵鉱工業
産品等及び月を告示する件
(同三二〇)

○認定特定非営利活動法人を公示する
件の一部を改正する件
(国税庁二七、二八)

○平成二十三年産あへんの収納価格
を定めた件 (厚生労働三五九)

○平成二十三年産産けしの栽培区域及
び栽培面積を定めた件 (同三六〇)

○保安林の指定を定める件
(農林水産一六七九、一六九四)

○エネルギー環境適合製品の開発及び
製造を行う事業の促進に関する法律
に基づく需要開拓支援法人を指定し
た件 (経済産業二二一)

○土地区画整理事業の事業計画の変更
を認可した件 (国土交通一一二八)

○船舶安全法の規定に基づく事業場の
認定に関する規則第十七條第一項の
規定に基づき、整備規程の認可がそ
の効力を失った件 (同一二二九)

○新宿御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑の
公開日時等を定める件の一部を改正
する件 (環境四七)

○道路に関する件
(東北地方整備局一三七)

○道路に関する件
(四国地方整備局九三、九四)

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
北陸地方整備局公示 (北陸地方整備局)

法 務
公証人任免 (法務省)
再審による無罪判決の公示
(明石簡易裁判所)

産 業
日本工業規格
(経済産業省、国土交通省)

勞 働
最低賃金の改正決定に関する公示
(岩手労働局最低賃金公示一、石川同
一、大阪同三、四、広島同二)

〔公 告〕

諸事項

官庁
経済上の連携の強化に関する日本国
とメキシコ合衆国との間の協定附属
書一の日本国の表において関税の讓
許が一定の額を限度の基準として定
められている物品の輸入額、前払式
証券発行者の発行保証金に係る配当
表、建設業の許可の取消処分関係
裁判所

相続、失踪、除権決定、遺産、免責、
特別清算、会社更生、船舶所有者等
責任制限、再生関係

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

○厚生労働省令第八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八條の四第一項及び第二項、第八十八條第一項及び第二項、第九十七條第一項から第三項まで並びに第百十條第一項及び第二項並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七條第一項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号イ(3)(ロ)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第二条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項第二号イ(3)(ロ)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項第二号イ(3)(ロ)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

第四十條第二項第一号イ(3)(ロ)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

第四十一條第二項第一号イ(3)(ロ)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第四項第一号イ(4)(ロ)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(4)(ロ)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第五条 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第一号イ③(ロ)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ③(ロ)中「十・六五平方メートル以上」とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、「二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。
 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」を「「入居者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、「二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の」に改める。

附則第七条第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」を「「入院患者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、「二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」に改める。

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。